

# 第12回 トラック輸送における 取引環境・労働時間改善千葉県協議会

---

トラック輸送における取引環境・  
労働時間改善千葉県協議会 事務局

# 目次

1. 令和2年度、3年度の事務局の取組
  - 1-1. 標準的な運賃の周知に向けた取組
  - 1-2. 「ホワイト物流」推進運動の周知に向けた取組
  - 1-3. トラック運転者の長時間労働改善に向けた取組
2. 新型コロナウイルス感染症に関する事務局の取組
3. 今般の燃料価格の上昇に対する取組
4. 事例紹介(トラックの荷待ち時間短縮を図るための取組)
5. その他の取組

# 1. 令和2年度、令和3年度の事務局の取組

## 第13回トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会 (資料2)

令和3年6月18日に第12回トラック運送業の生産性向上協議会と合同で開催  
以下の議題に沿って協議が行われた。

1. 最近のトラック運送事業に関する取組みについて
2. 周知・要請事項について
3. 本協議会における今後の取組みについて

協議会の中で大雪等の異常気象時における荷主への周知、荷主に対する働きかけについて、深く周知を進めていくことが今後の課題として示された。中央協議会、国土交通省の取組方針を踏まえ、次ページからの取組を行った。

QRコード  
資料・議事録等Webサイト



# 1-1. 標準的な運賃の周知に向けた取組①

## 標準的な運賃について(令和2年4月24日告示)

### 経緯

令和6年度から年間960時間の時間外労働の限度時間が設定される。  
この限度時間を適用してトラック運転者の労働条件を改善し、トラック運送業の機能を持続的に維持していくに当たっては、法令を遵守しつつも持続的に事業を行っていくために参考となる運賃を示すことが効果的であるとの趣旨により設けられた

### 標準的な運賃の算出方法

- ①トラック事業の能率的な経営の下における適正な原価
- ②適正な原価に適正な利潤を加えたもの

適正な原価の算定に当たっては、次の点を前提としている。

- ①ドライバーの賃金を全産業の標準的水準に是正すること
- ②コンプライアンスを確保できることを前提

# 【参考】標準的な運賃表(関東運輸局管内)

## I 距離制運賃表

関東運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
10km	15,790	18,060	22,540	27,940
20km	17,600	20,160	25,330	31,550
30km	19,410	22,270	28,120	35,160
40km	21,220	24,370	30,920	38,770
50km	23,040	26,480	33,710	42,380
60km	24,850	28,580	36,500	45,990
70km	26,660	30,690	39,290	49,600
80km	28,470	32,790	42,090	53,200
90km	30,280	34,890	44,880	56,810
100km	32,090	37,000	47,670	60,420
110km	33,910	39,090	50,390	63,930
120km	35,730	41,170	53,110	67,430
130km	37,550	43,260	55,830	70,940
140km	39,360	45,340	58,550	74,440
150km	41,180	47,430	61,270	77,950
160km	43,000	49,510	64,000	81,450
170km	44,820	51,600	66,720	84,960
180km	46,630	53,690	69,440	88,460
190km	48,450	55,770	72,160	91,970
200km	50,270	57,860	74,880	95,470
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,630	4,140	5,370	6,910
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	9,070	10,360	13,430	17,280

## II 時間制運賃表

(単位：円)

種 別	車種別 局 別	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
		北海道	31,100	37,260	48,530
東北	29,970	36,050	47,170	59,670	
関東	39,060	45,790	57,900	72,440	
北陸信越	31,280	37,440	48,690	61,470	
中部	35,710	42,130	53,700	67,370	
近畿	35,580	42,040	53,710	67,430	
中国	32,420	38,640	49,950	62,950	
四国	30,700	36,800	47,960	60,590	
九州	30,890	36,980	48,060	60,680	
沖縄	28,010	33,890	44,810	56,880	
北海道	18,660	22,360	29,120	36,780	
東北	17,980	21,630	28,300	35,800	
関東	23,440	27,470	34,740	43,460	
北陸信越	18,770	22,470	29,210	36,880	
中部	21,430	25,280	32,220	40,420	
近畿	21,350	25,220	32,230	40,460	
中国	19,450	23,180	29,970	37,770	
四国	18,420	22,080	28,780	36,350	
九州	18,530	22,190	28,840	36,410	
沖縄	16,800	20,330	26,880	34,130	
北海道	280	340	510	710	
東北	280	340	510	710	
関東	280	340	510	720	
北陸信越	280	340	510	710	
中部	280	340	510	710	
近畿	280	340	510	710	
中国	280	340	510	710	
四国	280	340	510	710	
九州	280	340	510	710	
沖縄	280	340	510	710	
北海道	2,850	2,990	3,200	3,780	
東北	2,720	2,850	3,050	3,600	
関東	3,820	4,000	4,280	5,060	
北陸信越	2,880	3,020	3,230	3,820	
中部	3,430	3,590	3,850	4,550	
近畿	3,400	3,560	3,810	4,510	
中国	3,020	3,160	3,390	4,000	
四国	2,810	2,940	3,150	3,730	
九州	2,840	2,980	3,190	3,770	
沖縄	2,490	2,610	2,790	3,300	

# 標準的な運賃の周知に向けた取組②

令和2年  
4月

## トラック輸送の 「標準的な運賃」 が定められました

国土交通省では、トラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、トラック運送事業者が法令を遵守して**持続的に事業を行う際の参考となる標準的な運賃の告示**を行いました



トラック輸送の「標準的な運賃」にご理解・ご協力をお願いいたします

・千葉県トラック協会  
令和2年12月18日、標準的な運賃への協力依頼パンフレットを千葉県内荷主**2067社**へ配布  
(千葉県を含め、全国では**46000社**へ配布)

・国土交通省、トラック協会  
共同で日経新聞に標準的な運賃への協力依頼広告を掲載

### エッセンシャルワーカー<sup>\*</sup>として奮闘する トラックドライバーの労働環境改善が必要です。

安定的な輸送を確保するため「標準的な運賃」をご理解ください。

\*「不可欠な」を意味するエッセンシャルと、ワーカー(労働者)を組み合わせた言葉。

新型コロナウイルス感染が拡大するなかでも、経済活動を止めないため、トラックドライバーは日夜頑張っております。  
しかしながら、少子高齢化や労働環境の厳しさゆえに慢性的なドライバー不足に陥っております。  
こうした状況を打開するため、国土交通省は貨物自動車運送事業法に基づき、令和2年4月、「標準的な運賃」を告示しました。トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。  
持続可能な物流を実現するため、荷主の皆様、「標準的な運賃」の趣旨にご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

■ 標準的な運賃は、左のQRコードからご覧いただけます。  
■ 「トラック 標準的な運賃」で検索して下さい。



・「第11回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善千葉県協議会」において、千葉県トラック協会の会員以外の事業者に対する周知策が少ないことが課題となっている。



・令和3年10月1日に千葉県トラック協会の会員ではない県内トラック事業者1021社に対し、標準的な運賃の活用に関する文書を配布し、周知・浸透に努めた(資料3)。

## 【参考】標準的な運賃に係る届出数

千葉県内に主たる事務所を有する事業者：2196者

※霊きゅう自動車のみを使用する事業者を除く

標準的な運賃に係る届出を行った事業者：237者

※千葉運輸支局管轄事業者に限る(令和4年1月31日現在)



**届出率が約11%程度**

届出自体は任意であるが、更なる周知の必要性が高いと考えられる



## 1-2. 「ホワイト物流」推進運動周知に向けた取組①

### ・「ホワイト物流」推進運動について

トラック運転者不足に対応し、我が国の国民生活や産業活動に必要な物流機能を安定的に確保するとともに、我が国経済のさらなる成長に寄与することを目的とした取り組み。

「自主行動宣言」を提出することで参加でき、参加した企業は「賛同企業」として公表される。

・賛同企業数(全国)

# 1307社

(令和3年11月30日現在)



- 「ホワイト物流」推進運動セミナー（国土交通省）

令和3年10月から令和4年1月にかけて、Web形式でセミナーが開催され、令和4年2月及び同年3月についても開催有り。全6回開催予定。（資料4-1）

「ホワイト物流」推進運動に関する説明に加え、国土交通省が実施する取組、賛同企業が実施する取組がそれぞれ紹介された。

QRコード プレスリリース



・「第11回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善千葉県協議会」において、千葉県トラック協会の会員以外の事業者に対する周知策が少ないことが課題となっていた。



・令和3年10月1日に千葉県トラック協会の会員ではない県内トラック事業者1021社に対し、「ホワイト物流」推進運動の参加に関する文書を配布し、周知・浸透に努めた(資料3)。

- 令和3年4月 荷主企業に対し、協議会委員である経済団体を通じて標準的な運賃の告示及び「ホワイト物流」推進運動参加の取組に関してメールにて周知。
- 令和4年1月12日 国土交通省より経済団体（日本経済団体連合会、商工会議所、中小企業団体中央会）に対して、引越時期の分散化に係る要請書を発出、また同日付でプレスを行った（資料4-2、4-3）。
- 上記を受け、千葉運輸支局においても協議会委員である経済団体あてメールにて周知。

### ○趣旨

自動車運転の業務に関しては、働き方改革の取組を進める中、時間外労働の上限規制の適用が令和6年3月31日まで猶予されており、これまで、労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準が適用されていなかったことから、適用猶予期間中の長時間労働削減に関する自主的な取組が重要となっています。

このため、千葉労働局では、業界団体の協力の下、改正労基法等の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知、理解の促進に向けた道路貨物運送業に対する労働時間等説明会を開催し、自主的な取組を促進するとともに、その他の支援を行うこととしています。

### ○説明会内容

労基法や時間外労働等改善助成金等の説明

### ○令和3年度実施状況

新型コロナ感染状況を踏まえ、「36協定届出事業場等に対する上限規制等に関する説明会の開催等事業(委託事業)」により開催される説明会に講師として労働時間相談・支援班を派遣することにより実施。(計27回 ZOOMによる開催)

## ・トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

トラック事業者に対してだけでなく、荷主、国民(消費者)に対しても長時間労働改善に向けた方策・考え方を多角的に公開している。

※サイトの概要については資料5-1を参照。

QRコード



## 資料5-2

### ・長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導

※令和2年度監督指導結果

### ・「しわ寄せ」防止に向けた取組

※「しわ寄せ」防止キャンペーン

### ・中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援

※千葉働き方改革推進支援センター

※各種支援施策

### ・陸上貨物運送業における労働災害防止への取組

※「陸上貨物運送業労災防止トリプル作戦」

令和6年4月1日から自動車運転の業務にも時間外労働の上限規制が適用されます。

厚生労働省

運送事業者の皆様へ

# 準備は進んでいますか？

2024年(令和6年)4月1日から


## 自動車運転の業務にも 上限規制が適用されます!!

Point 自動車運転の業務における指す後(2024年(令和6年)4月1日~)の取り扱い

### 時間外労働の上限規制が適用されます!

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、  
臨時的な特別な事情がある場合でも**年960時間**(休日労働を含みません)を限度に設定  
(1か月の時間外・休日労働時間数、1年の時間外労働時間数)する必要があります。

⇒時間外労働の上限規制の詳細は以下の厚生労働省のHPをご参照ください。  
<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/overtime.html>



上限規制のイメージ (改正前) → (改正後)

改正前: 36協定の上限なし。法定労働時間: 1日8時間、週40時間。1年間=12か月。

改正後: 法律による上限(原則)は月45時間、年360時間。法律による上限(特別条項)は年960時間(休日労働を含みません)。

- 自動車運転の業務に関しては、特別条項付き協定を締結する場合の時間外労働の上限は**年960時間**(休日労働は含みません)となります。
- 時間外労働と休日労働について「月100時間未満」「2~6か月平均80時間以内」とする規制は適用されません。
- 「時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月まで」の規制は適用されません。

千葉労働局/各労働基準監督署



## 2. 新型コロナウイルス感染症対策に関する事務局の取組 国土交通省

### ・千葉運輸支局

ホームページ上で「新型コロナウイルス感染症対策情報」を公開

### ・千葉県トラック協会

「トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を策定、ホームページ上で公開

### ・千葉労働局

ホームページ上で「新型コロナウイルス感染症に対する各種支援策（特別労働相談窓口の設置、各種助成金等）のご案内」の公開

各取組ホームページ(QRコード)

千葉運輸支局



千葉県トラック協会



千葉労働局



### 3. 今般の燃料価格の上昇に対する取組①

経緯（令和3年11月10日国自貨第70号通達、資料6-1）

- ・トラックドライバーの働き方改革の為、荷待ち対策・物流効率化に取り組むとともに、「ホワイト物流」推進運動を展開しているところである。
- ・こうした中、今般の燃料価格の上昇により、経営に影響を与える状況が生じていることから、適正な運賃収受についてのいっそうの促進を図るための対応を実施することとした。

- ・令和3年11月 全日本トラック協会より国土交通省あて軽油価格高騰に関する要望書の提出があった。
- ・国土交通省より既存の適正取引相談窓口にてトラック事業者からの軽油価格高騰に係る相談も受け付けることとした。
- ・令和3年11月10日 国交省より通達を発出すると共に、経産省・農水省を通じ、荷主団体あて周知文書を発出（資料6-1、6-2）。

#### 4. 事例紹介(トラックの荷待ち時間短縮を図るための取組)①

- 令和元年度より、千葉県内の地域の事情を踏まえた実践的な議論を進めるため、トラック輸送における取引環境やトラック運転手の長時間労働改善に向けた施策に取り組む荷主や運送事業者を好事例として紹介しており、本年度においてもヒアリングを行った。
- 運用改善推進中であり、本年度においてもシステム改修を行っているため、その取組内容について紹介を行う。

#### 【事例紹介】

- 千葉県野田市 総武物流 株式会社(資料7)

令和元年度：プロジェクト発足

取組内容

- ・「見える化」を元に誘導に必要な情報や倉庫の作業状況等が「見える」仕組みを導入。
- ・システムのフィードバックを行い、画面レイアウト等をより分かりやすいものとすると共に、大型モニターの設置、フォークリフトの作業導線の見直しをするよう運用を変更。

・ドライバーとの連絡手段として、スマホ専用アプリを開発。よりリアルタイムに現在地を把握・共有することで、現在地に合わせた情報提供を可能とした。



**令和3年度時点で荷待ち時間62分の短縮(当初目標の1時間短縮を達成)**

令和4年度においても全フォークマンにタブレット端末を支給する等ペーパーレス化を目指すとともに、バージョンアップに向けて作業中。

## 5. その他の取組①

### ・働きやすい職場認証制度について(資料8)

#### 目的

自動車運送事業(トラック・バス・タクシー事業)の運転者不足に対応するための総合的取組みの一環として令和2年度より創設された。

職場環境改善に向けた各事業者の取組みを「見える化」することで、求職者のイメージ刷新を図り、運転者への就職を促すとともに、更なる改善の取組みを促すことで、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保を図る。

[プレス  
リリース](#)



#### 認証事業者数

令和3年度はトラック1718社、バス172社、タクシー658社の計2548社が認証し、認証事業者は令和4年2月21日の公表を予定しているが、現状公表なし。

[Webサイト](#)



## その他の取組②

- ・大雪等異常気象時における輸送の安全の確保に向けた対策について(資料9-1)

大雪等の異常気象時下において、トラックによる貨物の運送を行う場合に輸送の安全を確保するための措置内容を定めたもの。

別途、農林水産省及び経済産業省と連名で荷主団体あて事務連絡を発出し、周知を行っている。(資料9-2)

プレス資料





## 概要

荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインについて(資料10-1、10-2)

令和3年度において特に荷待ち時間が長いとして「**重点取組事項**」に指定されていた「紙・パルプ」「建設資材」「加工食品、飲料・酒(令和3年4月「加工食品」より改訂)」について、現状・具体的な取組・今後の方針の3点から解決策を紹介している。

### ガイドライン本文(QRコード)

「紙・パルプ」

「建設資材」

「加工食品、飲料・酒」



### ・ 物流改善に向けたガイドラインセミナー

(国土交通省)

令和3年12月から令和4年2月にかけて、全4回Web形式でセミナーが開催された。(資料10-3)

各ガイドラインの解説に加え、荷主と運送事業者が協力して取組んだ事例を中心に紹介された。

QRコード プレスリリース



- 荷主への働きかけ（貨物自動車運送事業法附則第1条）

荷主が違反原因行為をしている疑いがあると認める場合、国土交通省が関係行政機関と協力して荷主に対し理解を得るための働きかけを実施。

荷主への疑いに相当な理由がある場合、荷主に対して要請、なお改善されない場合は勧告を実施する。（資料11-1）

・国土交通省HPにおいて設置した意見等の募集窓口等を活用。(資料11-2)

〈投稿で寄せられている主な項目〉

(恒常的な)長時間の荷待ち、拘束時間超過、  
過積載・・・等

意見募集窓口webサイト

